

奈良県告示第二百五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として平成二十八年三月奈良県告示第四百八十二号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

令和七年九月三十日

奈良県知事 山下 真

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	
十津川村神下（〇〇六）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	十津川村神下（〇〇六）急傾斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図のとおり	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号） 第七条第一項及び第九条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として平成二十八年三月奈良県告示第四百八十二号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。
十津川村神	次の平面図	十津川村神	次の平面図の とおり	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号） 第七条第一項及び第九条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として平成二十八年三月奈良県告示第四百八十二号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号） 第七条第一項及び第九条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として平成二十八年三月奈良県告示第四百八十二号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。		奈良県五條土木事務所及び十津川村役場防災対策課

下（〇〇八	のとおり	下（〇〇八	のとおり	とおり	土木事務所
）急傾斜地		）急傾斜地			及び十津川
崩壊警戒区		崩壊特別警			村役場防災
域		戒区域			対策課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。